

甲府市空き家バンク制度要綱

平成19年12月26日

企第6号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市内の農山村集落に存在する空き家の有効利用を通して、コミュニティ機能の維持及び定住若しくは二地域居住等の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)市内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地等をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 空き家バンク制度 甲府市内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内へ定住、又は二地域居住等を目的として空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行う仕組みをいう。
- (3) 農山村集落 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する都市計画区域のうち区域区分が定められていない区域、及び都市計画区域以外の区域をいう。
- (4) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(適用上の注意)

第3 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4 空き家バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、空き家バンク登録(新規・変更)申込書(第1号様式、以下「登録申込書」という)及び空き家バンク登録カード(第2号様式、以下「登録カード」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、登録番号を付して、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(第3号様式)により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5 第4第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、登録申込書に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6 市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき、又は空き家バンク登録抹消届出書(第4号様式)の提出があったときは、当該空き家情報登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク登録抹消通知書(第5号様式)により通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7 市長は、必要に応じて、空き家登録者の登録された情報の一部を公開するとともに利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(第6号様式)により市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、第8に規定する要件を満たし、適切であると認めたときは空き家バンク利用者台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書(第7号様式)により当該利用申込者に通知するものとする。

4 第1項の規定により公開する空き家情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 所在地(町名まで)
- (4) 希望売却価格若しくは賃料
- (5) 物件の概要
- (6) 利用状況
- (7) 設備状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) 位置図及び間取り図
- (10) 写真

(空き家バンク利用の申請要件)

第8 空き家バンクの情報を受け、これを利用しようとする利用希望者は、その利用において次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、農業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家に定住又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活しようとする者
- (3) その他市長が適当と認めたる者

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9 第7第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者(以下「利用登録者」とい

う。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書(第8号様式)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用者台帳の登録抹消)

第10 市長は、利用登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録抹消通知書(第9号様式)を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 第8に規定する要件を欠く者と認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録抹消届出書(第10号様式)の提出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再度登録した場合は、この限りではない。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第11 交渉を申し込みたい登録物件のある利用希望者は、空き家バンク物件交渉申込書(第11号様式)に誓約書(第12号様式)を添えて、希望する登録物件の登録番号その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みのあった場合で、第8に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、市長にその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12 市長は、空き家登録者と利用希望者が行う空き家の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。